

## 熊谷市コミュニティポイント事業協力団体規約

### (総則)

第1条 本規約は、熊谷市コミュニティポイント事業において、市民活動団体、店舗、事業所又は施設等が熊谷市コミュニティポイント事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条5号に規定するポイント取引等について、実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとします。

### (定義)

第2条 本規約における次の用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 「協力団体システム」とは、協力団体が本規約に基づくポイント取引を行うために、熊谷市（以下「市」という。）が運用するコンピュータ、通信回線、ソフトウェア等の総称をいいます。
- (2) 「管理画面」とは、協力団体システムのうち、協力団体が、通信回線を介して、利用履歴等を閲覧できるシステムをいいます。

### (協力団体の登録)

第3条 協力団体の登録をもって、市と協力団体との間に本規約を内容とする協力団体契約（以下「本契約」という。）が成立します。

- 2 協力団体が登録内容の変更その他の所定の手続を怠ったことにより、協力団体に生じた不利益については、市は一切の責任を負いません。

### (遵守事項)

第4条 協力団体は、実施要綱及び本規約のほか、関係法令等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。

- 2 協力団体は、市がクマポの利用促進のために、市が開設するWEBサイト（以下「市WEBサイト」という。）、利用者アプリの画面、印刷物等に参加店舗の名称、所在地等を掲載する場合、これに協力するものとします。
- 3 協力団体は、市から提供を受けた二次元コード（二次元コードが印刷された媒体を含みます。）を適切に維持・管理することとします。
- 4 協力団体は、本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡、貸与その他の処分を行ってはならないものとします。

### (利用期間)

第5条 本サービスの利用期間は、第3条に基づく本契約の成立時から、実施要綱第14条第2項に規定する登録団体の登録解除までとします。

- 2 前項の定めにかかわらず、熊谷市コミュニティポイント事業が理由の如何を問わず終了したときは、本契約も当然に終了するものとします。この場合において、協力団体は、本契約の終了による損害の補償等を市に請求することはできな

いものとしします。

(解約)

第6条 協力団体又は市は、30日前までに相手方に対し通知することにより本契約を解約できるものとしします。

2 前条又は前2項による本契約の終了により、協力団体に損害（逸失利益、機会損失による損害を含みます。）が生じた場合でも、市は、一切の責任を負わないものとしします。

(本規約の変更)

第7条 市は、10日以上前に協力団体に通知することにより、本規約を変更できることとしします。ただし、本サービスの維持のために緊急の必要がある場合又は協力団体の利便性の向上につながる変更の場合は、協力団体に通知後、直ちに本規約を変更することがあります。

(通知)

第8条 市から協力団体への通知は、書面、電子メールのほか、管理画面及び市WEBサイトに掲載する方法により行うものとし、管理画面及び市WEBサイトによる場合は掲載をもって通知が完了したものとしします。

(ポイント取引)

第9条 協力団体は、利用者からポイント取引の申込みを受けた場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、クマポによる取引を行ってはならないものとしします。

- (1) 利用者から、二次元コードをキャプチャした画像その他利用者アプリに表示される二次元コードの複製物による取引の申込みを受けた場合
- (2) 利用者から、偽造又は変造された利用者アプリに表示される二次元コードを提示された場合
- (3) 利用者アプリに登録されたクマポの名義人ではない者によりポイント取引の申込みを受けた場合
- (4) 市から、ポイント取引の中止を求められた場合

2 協力団体は、システム障害時、通信障害時、システムの保守管理に必要な時間その他やむを得ない場合においては、ポイント取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとしします。この場合において、機会損失等については、いかなる場合にも市は責任を負わないものとしします。

(返品等の取扱い)

第10条 協力団体は、ポイント取引に当たり、利用者とのポイント取引の取消し又は解除を行う場合、協力団体システムに到着した当該ポイント取引のデータのキ

キャンセル処理を行うことにより、当該ポイント取引の決済に要したクマポを払戻すこととし、現金による払戻しは行わないものとします。

(管理画面、ID・パスワードの管理等)

第11条 協力団体は、市から付与されるID・パスワードを用いて、管理画面にアクセスすることにより、ポイント取引の履歴の閲覧、キャンセル処理等を行うことができるものとします。

2 協力団体は、管理画面にアクセスするために必要となるコンピュータ、通信回線、ソフトウェア等の設備（以下「協力団体端末」という。）について、市が推奨する条件に従って、自己の費用負担で準備し、維持するとともに、十分なセキュリティ対策を講じるものとし、協力団体端末を協力団体システムと通信可能な状態に保つよう努めるものとします。

3 協力団体は、管理画面を利用するためのID・パスワードを第三者に使用させることの無いよう、適切に管理するものとします。

4 市に故意又は過失がある場合を除き、ID・パスワードが第三者に不正使用されたことに起因する損害について、市は、一切の責任を負わないものとします。

(個人情報の取扱い等)

第12条 協力団体は、利用者アプリを利用する利用者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律、熊谷市個人情報保護条例その他の関係法令及び利用者アプリに係るプライバシーポリシーに従って、適切に取扱うものとします。

附則

(施行期日)

この規約は、令和6年2月19日から施行する。